

# 愛媛弁護士会 ニュース

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

## 〈災害時Q&A集〉

### 困ったときの窓口編

#### 1 被災者の方への支援

##### ■ 当面の生活費をどうにかしたい。

→ 一定の要件を満たせば、生活費の貸付(緊急小口貸付)や、家賃支払いの支援(住宅確保給付金)を受けられる可能性があります。

詳しくは各市町村の社会福祉協議会まで。

#### 2 支払の問題

##### ■ 公共料金はどうなるか。

→ 電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話等について、料金支払期限を延ばしたり免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

##### ■ 税金の支払はどうなるか。

→ 納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税については、各税務署に確認を。

松山税務署	089-941-9121
今治税務署	0898-32-6100
西条税務署	0897-56-3290
伊予三島税務署	0896-24-5410
宇和島税務署	0895-22-4511
大洲税務署	0893-24-3115
八幡浜税務署	0894-22-0800
新居浜税務署	0897-33-4145

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、財務事務所に確認を。

松山財務事務所 089-941-7185

#### 3 保険・共済の問題

##### ■ 保険金はもらえないか。

→ 保険(共済)の契約内容によって、保険金が支払われるか否かが異なりますが、見舞金などが支払われる場合もありますので、一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみましょう。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせしてみてください。

・災害救助法が適用された地域の方は

損害保険:「自然災害損保契約照会センター」0120-501331

生命保険:「災害地域生保契約照会センター」0120-001731

・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

#### 4 紛失物の問題

##### ■ 身分証明書がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

→ 住民票は、市町村で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは各市町村の担当窓口へ。

運転免許証は、運転免許センター(089-934-0110)や

住所を管轄する各警察署で再発行手続きをしてください。

#### 5 その他の問題

##### ■ 実印や印鑑登録カードがなくなりました。

→ 実印がなくなった場合は、実印として登録できる別の印鑑を準備して、新たに登録をしてください。

実印が手元に残っている場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続きをとり、改めて実印を登録してください。

手続は各市町村の担当窓口を確認してください。

##### ■ 免許証の有効期間が迫っている。

→ 東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

##### ■ 被災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか。

→ 被災証明書とは、市町村が、地震や風水害等の被害に遭われた方からの申し出により、建物(事業用含む)の被害状況の調査を行い、その調査結果に基づき発行する証明書で、各種支援等を利用する際使用されます。証明される被害状況は、全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水等に分かれます。

発行手続は各市町村の担当窓口にご確認ください。

##### ■ 年金や健康保険料の支払はどうなるか。

→ 東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納期限が延長されました。国民年金についても、支払が困難な場合は市町村や年金事務所に相談してください。

松山西年金事務所 089-925-5105 宇和島年金事務所 0895-22-5440

松山東年金事務所 089-946-2146 今治年金事務所 0898-32-6141

新居浜年金事務所 0897-35-1300

##### ■ 住宅ローンを支払う余裕がない。

→ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローン支払いの免除・減額を受けられることがあります。

金融機関に相談する前に、まずは弁護士会に相談することをお勧めいたします。

##### ■ 地震特約があるから、生命保険金は出ないか？

→ 東日本大震災や熊本地震の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めました。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、災害救助法が適用された地域の方は以下に問い合わせしてみてください。

「災害地域生保契約照会センター」0120-001731

##### ■ 地震・津波で自動車が壊れてしまった。

→ 車両保険は、原則として、地震・噴火(地震、噴火が原因の)津波による災害による損害は補償対象外とされています。地震・噴火・津波危険(車両損害)担保特約なし車両全損時一時金特約があれば地震等による損害が(一部)補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

##### ■ 銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

→ 銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。

身分証明書があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。銀行印がなくなった場合は、届出印鑑変更の手続をとってください。

##### ■ 使用していた車両がなくなりました(使えなくなりました)ので、登録を抹消したい。

→ ・普通車(251cc以上の二輪):愛媛運輸支局(050-5540-2076)

・軽自動車:軽自動車検査協会(050-3816-3124)

・126cc~250ccの二輪車:全国軽自動車協会連合会徳島事務所(089-975-7310)

・125cc以下の二輪車:市町村の担当窓口

##### ■ クレジットカードがなくなりました。

→ クレジット会社になくなったことを連絡し、新たなカード発行を求めてください。

##### ■ 会社を営んでいたが、被災したことで、支払いができなくなった。

→ 事業性のローンについても「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」によりローン支払いの免除・減額を受けられることがあります。まずは、弁護士会にご相談ください。

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。

愛媛弁護士会では、平成30年7月豪雨の被災者を対象に、弁護士による無料の電話相談を実施しています。

電話番号 フリーダイヤル 0120-585-855

7月17日から7月31日まで 平日土曜日 12時から16時まで お気軽にお電話ください。

愛媛弁護士会

松山市三番町4丁目8番地B

<http://www.ehime-ben.or.jp/>